

授業料の納付方法について

◎ 授業料の納付期限 (学則 第41条)	前期分 後期分	4月30日 10月31日
-------------------------	------------	-----------------

(1) 納付方法

琉球大学では授業料の納付について、盗難や紛失等の事故防止及び学生の利便を図るために、各種公共料金と同様原則として「口座振替制度」を利用しています。これは、本学指定の金融機関（銀行）が本学の指示する日に、授業料相当額を学生（又は保護者等）名義の預金口座から本学の口座に振替えることによって納付する制度です。

具体的な手続方法は下記のとおりですので、手続きがまだの学生は早急に手続するようお願いいたします。

① 授業料口座振替登録方法

ア 「授業料口座振替依頼書」（財務部経理課収入・支出係で配布）をご利用ください。

※ 新入生については、入学案内に同封しております。

イ 手続要領等

i 下記指定金融機関に預金口座を持っている方

1) 「授業料口座振替依頼書」に必要事項を記入し押印の上、当該金融機関窓口へ提出してください。

2) 金融機関では口座等確認後、金融機関確認印押印の上、1枚目を当該金融機関が受取り、2・3枚目は返却されますので、必ず受領してください。（ゆうちょ銀行で手続する場合、2枚目「大学保管用」は銀行から直接、大学へ送付されるため3枚目のみ受領してください。）

3) ゆうちょ銀行以外で手続した方は、金融機関確認印押印済みの2枚目「大学保管用」を財務部経理課収入・支出係へ提出してください。

※ 3枚目は依頼者本人の控となりますので、大切に保管してください。

ii 下記指定金融機関に預金口座を持っていない方

学生（又は保護者等）名義の口座を開設した後、上記iの要領で手続してください。

※口座を開設しようとする指定金融機関店舗のある地域に在住でない場合は、口座を開設できないことがあります。詳しくは口座を開設される指定金融機関へお問い合わせください。

※指定金融機関名 ・琉球銀行（本店及び各支店） ・沖縄銀行（本店及び各支店）
・沖縄海邦銀行（本店及び各支店） ・みずほ銀行（本店及び各支店）
・ゆうちょ銀行（各郵便局）

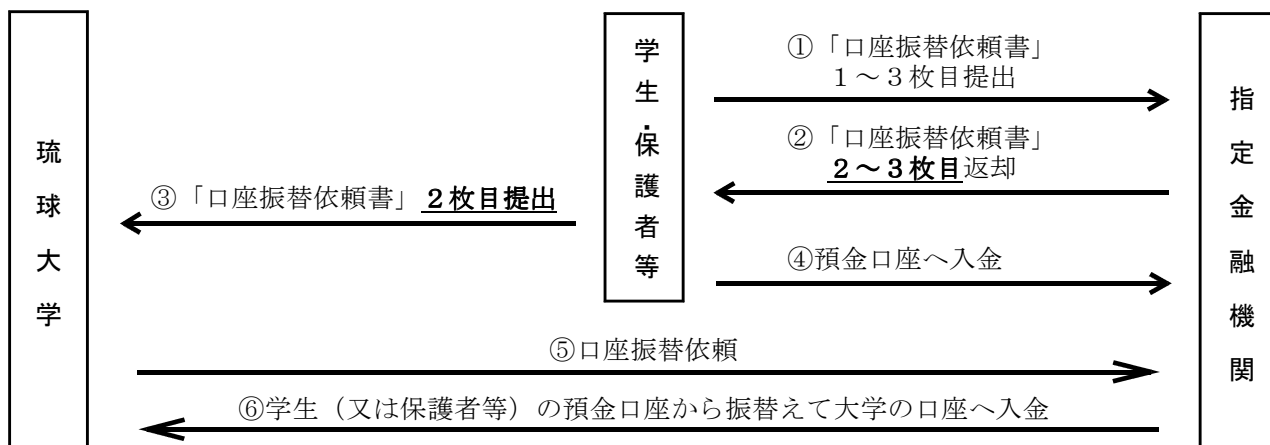
② 授業料の納付

ア 「授業料口座振替依頼書」での手続が完了したら、指定金融機関が、本学が指定する日に授業料相当額を指定された預金口座から振替し、本学の預金口座へ入金します。

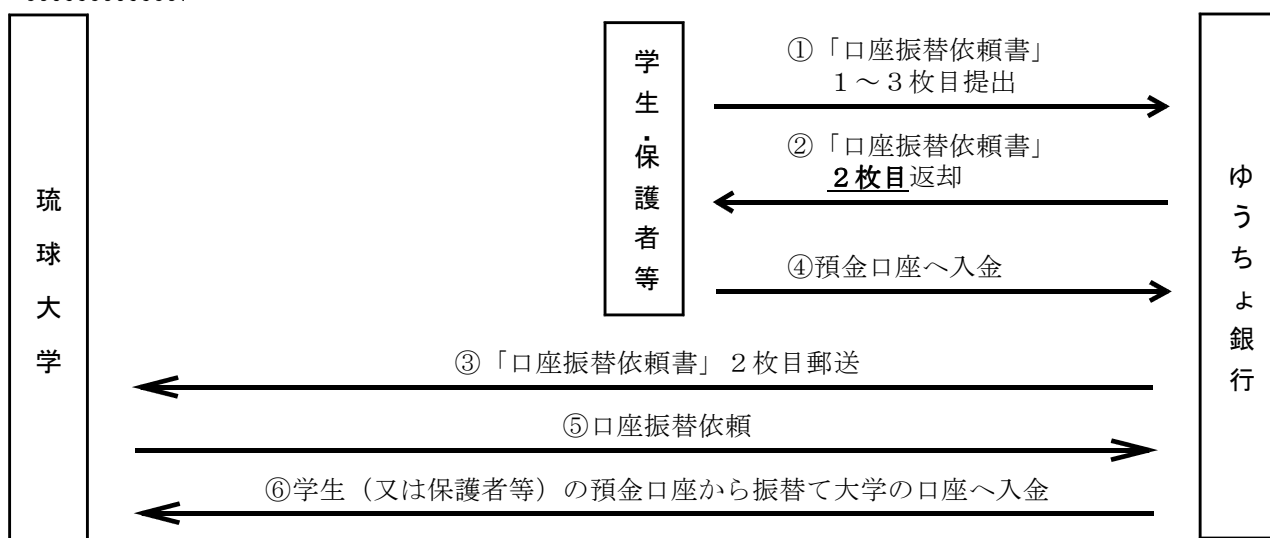
イ 授業料の口座振替日は、前期分が4月30日、後期分が10月31日（口座振替日が休日の場合は金融機関の翌営業日）です。なお、請求書は送付しておりません。具体的な日程は、各学部等の掲示板で通知しますので、必ず確認してください。

ウ 振替の翌日以降に、預金通帳を記帳して必ず確認してください。領収証書の発行を希望される場合は、振替日の翌々日以降に財務部経理課収入・支出係でお渡ししますので申し出てください。

《琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・みずほ銀行の手続方法》



《ゆうちょ銀行の手続方法》



(2) 留意事項

① 残高不足等で振替（納付）できなかった場合

授業料の納期は前期分は4月30日、後期分は10月31日です。納付期限内に振替できなかった場合は、各学部等の掲示板等にて次回振込日の通知をしますので、必ず確認してください。

納付期限内に納付されない場合は、学生本人及び保護者等宛に督促します。督促をしてもなお、納付しない場合は除籍（退学）処分となりますので充分注意してください。

② 授業料免除申請等をする場合

免除申請をされる方も「授業料口座振替依頼書」を提出してください。免除申請が受理されると判定結果が出るまでの間、徴収が猶予されるため振替は行いません。判定結果が出た後、不許可者・半額免除者について振替を行います。日程は各学部等の掲示板等で通知します。

③ 休学を願い出る場合

4月中又は10月中に休学を願い出る場合は、当月振替日の4営業日前までに休学手続（手続場所：各学部事務室）を完了するか、下記までご連絡下さい。